SS業界に願いを込めて

業界ニュースの行間を読む

格安SSレンタカーの厳しい話！パート2 盗難事件のその後

垣見裕司
Kakimi Yuji

垣見裕司（かきみ・ゆうじ）。東京都千代田区麹町生まれ、成蹊大学工学部経営工学科卒業後、垣見油化株式会社に入社。石油ガス部長、取締役石油部長、常務取締役を経て、94年、代表取締役専務に就任。01～02年、09年エネ庁研究会委員等も務める。96年、業界に先駆けて開設したホームページは、アクセス数累計300万件を超える人気、毎月、鋭い切り口と明快な論旨で業界の今を伝える。特にガソリン税問題では、1日3000件のヒット数を誇った。
高校時代は硬式庭球でインターハイ出場。大学時代には中高の監督を務める。趣味はゴルフ、囲碁（七段）

レンタカーの話題は関心大

毎月連載を書かせて頂いていると業界の会合にお邪魔した時や、あるいは私の講演での質疑応答や名刺交換の際に、内容についての質問を頂いたり感想を聞かせて頂いたりするなどの反応があるのは誠に嬉しいものです。

先日の講演後も、レンタカーに関する質問が2つあり、その関心の高さを感じます。一つは、「勇ましい売上額の話はよく聞くが、本当のところの粗利や最終利益率を教えてほしい」。もう一つは「盗難」に関する質問でした。

売上額と利益率

粗利や利益について、弊社HPでもレンタカーの件は何度か書きましたが、一般のお客様もご覧になるので経費は実は公開しておりません。

例えば、我々がインターネットをどんなに駆使しても、一般のレンタカーの利益や経費率など分かりませんから、公開する必要などないと思います。しかし、月刊ガソリンスタンドの読者は業界の方なので特別にお知らせすることにします。

弊社は直営6店舗ですが、全店舗で展開しています。最後に始めた西八王子は、需要がほとんど見込めないのですが、駐車場代がかからない点に期待し、6月より2台で始めました。

7月の売り上げは6SS合計24台で228万円、8月は30台で368万円、9月は30台で265万円となりました。9月は、まだニコレン様からの請求書が来ていないので、利益率は7月と8月でお答えします。

人件費や建物や洗車に要する機材等は、全てSS負担、即ち無料とし、7月が50%、8月が60%の粗利です。最初に支払う加盟一時金は60カ月均等割り、車両も36カ月使用出来るとして、購入費から3年間の維持費を含めた総費用を36カ月で均等割りしています。

粗利が低いと感じられた皆様は「フランチャイズ料が高い」と思われたかもしれませんが、ニコレンさんへの支払いは7月は25%、保険抜きで18%、8月は19%、保険抜きで14%。加盟金の均等割や毎月の変動費を含めてもこの割合ですし、7－8月の広告費・販促費は皆無なので、私は安いと思います。

あとは後述の修理経費等も馬鹿にならないのですが、一番の出費は都心での駐車場代です。粗利が月間最低7万円、良くても10万円が上限の格安レンタカーで、駐車場代が2万円を超えると、やはり利益率は落ちます。

車両修理費

10月号記載の通り小事故は多いのですが、9月にまた1台廃車が出てしまいました。

単なる冷却系のサーモスタットの故障でラジエターまで冷却水が循環しなかったのですが、普通のオーナードライバーなら、「あれ水温が高いなあ」とメータで異常に気がつき、様子を見ながら走るも「あれパワーも落ちて来た。どこかのSSで見てもらおう」で済むと思うのですが、今回のお客様は、本当にエンジンを焼きつかせるまで走り続けたのが怖いところです。

これもまた静岡県での話ですが、当社までの陸送運賃や車両均等割りの36カ月未経過分、そして他車のサーモスタットを再点検し、一部交換したのでこれも9月経費に計上予定です。

珍しい直接的反響

また10月号の内容について、2人からお電話を頂きました。1人は、10月号に書かせて頂いた盗難にあった先輩の経営者、もう一人も既にレンタカーを始めた方ですが、話題は盗難の件や、廃車にするか否かのあの問題でした。さらに驚いたのは、全く存じ上げない方から弊社HPを通じてコメントを頂いたことです。詳しくは最後にご紹介しますが、今回のレンタカーの体験かつ実況報告の情報ニーズが非常に高いのだと思います。

パトカー10台の大捕物

ではお待ちかね。前回途中になっていた大捕物の続きです。SSの常連客様の通報でスーパーの駐車場で盗難車を発見。警察に電話するも警察が来る前に、犯人が車の方に戻って来てしまったところからです。

警察も電話で「無理せずまず自分の身の安全を確保して」と所長にアドバイスしたそうですが、所長は、犯人が普通の人と知っているし、凶悪犯ではないので、出来ることなら自分たちで捕まえようとしたそうです。

こちらは制服を着ていたので、見つからないよう少し離れたところに乗ってきた車を止めた、正にその時犯人が歩いて来たのです。車に乗り込んだ時、一人は運転席側に駆け寄り、もう一人は、盗難車が出られないように乗って来た車を進行方向を塞ぐように止めました。

犯人が驚いている隙に、ドアを開け鍵を抜き、再びドアを閉めて、車の中に閉じ込めることに成功したのです。降りようとする犯人、降りなくていいとドアをブロックする二人、そして会話も始まりました。

「何故盗んだのだ」と問い詰める所長。「返そうと思ったんだけどお金がなくて」と言い訳を始める犯人。反省の気持ちは全く感じられず、所長も怒りがこみ上げて来ましたが、ようやくパトカーが到着しました。

その数合計10台。盗難車は勿論、駐車場の出口もがっちりふさいだそうです。鳴り響くサイレンにスーパーからお客さんは出て来る、スーパーの店長やスタッフも集まって来て、それはもう大騒ぎだったそうです。そして、ようやく犯人も自分のしたことの大きさに気がついたようでした。

逮捕後も大変

盗難車の発見も逮捕も民間人

パトカー到着前にSS所長が犯人を取り押さえる。その後、パトカー10台におよぶ大捕り物となった

の我々ですから、所長もスタッフも警察での事情聴取には時間がかかりました。またレンタカーを貸した時のスタッフも、後日事情聴取されました。その延べ時間は、20時間以上。幸い貸出契約業務等で書類上の不備はなく、盗難事件として立派に成立することとなりました。

相手弁護士との交渉は

警察や検察が裁いてくれるのは、刑事事件としての罪。有罪となって刑に服しても、盗難期間の貸出料金や無断延長違約金（通常料金の2倍）その合計金額を如何にして回収するかは、全く別な話です。

まず請求額は幾らになるのか。貸出時に説明した約款に基づき、請求書に相当するものを作成。送り先は住所不定なので、何と○○警察署拘置所内の犯人宛てに内容証明で発送です。

そして犯人との交渉ですが、幸いにして刑事事件の国選弁護人が、民事でも犯人の代理人となってくれたのですが、大変素晴らしい方で、立場の違いを超えて交渉が出来ました。

刑事裁判において被害者である我々との示談が成立しているかどうかは、判決を左右する重要な要素となるので、出来れば、早急に示談にしたい。よって、我々が民事裁判など起こさなくても、話し合いに応じてくれることとなりました。

先輩の反省を生かして

請求額は、通常料金と無断延長違約金（通常の2倍）、そして寝泊まり等不正使用なので徹底的なクリーニングが必要だったのですが、これらについても、早々に合意しました。

問題は、支払方法です。弁護士からは、分割払いの要請です。実はこの時に役にたったのが、前月号でも書いた盗難を経験された時の失敗事例でした。

温情で5回払いで示談にしたのですが、犯人は最初の1回を払っただけで後はナシのつぶて。支払い能力がないと言えばそれまでですが、誠意が余りにも無く、二度だまされたことになったのです。

弊社社内では、「分割払いで一部でも入金してもらった方が良いのではないか」との意見もあったのですが、私はこの事例を紹介。二度裏切られるくらいなら、仮にお金をもらえなくても「しっかり刑に服し、心から反省してほしい」と思いました。

したがって相手弁護士には、「一括現金でお支払い下さい。どうしても支払い能力がないなら分割でも結構ですが、示談書は、全額入金時に捺印します」と伝えました。「もう一度犯人を信じてほしい」等のお話もありましたが、それは「ご両親やご家族、弁護士様や彼を信じる方が立て替えてあげて下さい」と心を鬼にして申し上げました。

これは一般論として聞いた話ですが、初犯の場合は執行猶予がつくことが多いそうですが、被害者との示談成立が大きな要素となるそうです。

幸いにして示談成立

結論から申し上げれば、弁護士の方が犯人のお母様に連絡、全額立て替えてくれることとなり、全額銀行振込確認後、捺印した示談書を弁護士に送りました。

それは裁判にも間に合い、犯人も罪を認めているので、即日判決だったそうです。当然懲役刑で前科はつきますが、執行猶予もつきました。

罪を憎んで人を憎まず。こうなると不思議なもので、執行猶予がついたことを喜んでしまうのは私だけでしょうか。

Nシステムには未登録

もう一つ今回の件で非常に勉強になったことがあります。警察が被害届を正式に受理し、盗難車となった時点でも警察の自動車ナンバー自動読取装置―「通称Nシステム」には、登録されないということで、私にとっては非常に意外でした。

警察の方にお伺いしても殺人事件等重大犯罪が中心とのことなので、レンタカーを盗んだぐらいでは登録されないのです。

私はこの事実を公表すればレンタカーを盗む人が増えるのではないかと思いましたが、本誌はSS業界関係者向けなので、あえてお知らせすることにしました。そして、ニコレン本部を通じて、日本レンタカー協会等の団体になるのでしょうか、レンタカー業者の総意として、盗難レンタカーのNシステムへの登録を強く希望する次第です。

読者の皆様の中でもし警察関係にお知り合いの方がいらっしゃいましたら、Nシステム登録をお願いしてもらって下さい。

貴重な警察官の人手を割いて探してとまでは申しませんが、もしNシステムで発見したら、直ちに我々に通報してもらうようお願いしたいと思います。

投稿内容から学ぶ事

そんなことを考えている時、弊社HPを通じ、10月号を読んだ長野県でSSを経営されている社長様からご連絡を頂きました。誠にタイムリーな話なので、ご紹介したいと思います。

『10月号を拝見しました。レンタカーの盗難の話で思い出したことがあります。それはレンタカーを宿代わりにしていた詐欺犯が、10数件のSSで給油しながら「お金の持ち合わせがない」という言い訳けを駆使し、当社も騙されて入れ逃げされたのです。

詐欺にあったSSが、皆あきらめていたために、他の何も事情のわからないSSが次から次へと詐欺被害にあったのです。

「こんな話は当社で最後にしたい」という思いで、石油組合に当該車両の番号・車種・色などを連絡し、組合員にFAXしてもらいました。

そんな思いが「神様」に通じたかどうかは、わかりませんが、所長が詐欺犯と巡り合う機会を得て、何とその犯人を逮捕したのです。2005年5月号の月刊ガソリンスタンドにも掲載されましたので是非ご覧下さい。』

小額詐欺も被害届を

皆様のSSが例えば20ℓで2600円ぐらいの「あっ、ごめん、財布忘れた。後で持ってくる」という小額の疑わしい事例にあったらどうしますか。

弊社では、免許証を拝見し、あればコピーする。自宅を確認し、電話し、ちゃんとかかるか、誰かいないかを確かめる。車検証を確認しコピーする等の対策が決められています。

しかし「免許証は財布の中なので今はない。車はレンタカー、自宅の電話番号に電話するも誰も出ない。携帯電話ももっていない」こうなると、実施出来ることはありません。信用した訳ではないが本当に「仕方がない」ので、返してしまったが、やはり、その後何日も支払いがない場合どうしますか。

弊社では、お陰さまで近年その事例が全くないので、何とも言えませんが、2600円程度なら、警察に行って事情聴取されて、被害届を出して―という時間とコストを考えると所長が何とかする等の泣き寝入りをしてしまうのではないでしょうか。

また咎められた事例ではないので、組合や同業他社に連絡するとかの対応をしないのかもしれません。

しかし2600円だからと言って泣き寝入りしては、犯人の思うつぼで、次の被害を生むことにもなります。ぜひ組合単位で、盗難や入れ逃げ詐欺、悪質クレーマー等の被害情報ネットワークを確立するとよいと思います。

組合でそのような事例があった場合の情報を希望する人たちでメーリングテストを作っておき、何か被害事例があったら、そこに一斉配信するというのはどうでしょう。最初のメール登録は大変かもしれませんが、そういう情報交換をしていることが間接的に世間に広がれば、入れ逃げ犯罪の未然防止に少しは役に立つのではないかと思います。

警察にNシステムの登録を検討して下さいと依頼してゆくとともに、我々業界人でも今すぐ出来ることをやり始めるべきだと思います。

なお、本誌掲載に関する感想等は、編集部にご連絡頂くか、垣見油化HPのお問い合わせページ http://www.kakimi.co.jp/mail.htm からご連絡頂ければ幸いです。